諮問番号：令和３年度諮問第 ４ 号

答申番号：令和３年度答申第１０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年１２月１８日付けで行った児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　本件処分は、以下のとおり違法不当であり、本件処分を取り消す旨の裁決を

　求める。

（１）就労が不可能な程度の障害の状態である。

　　　審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）は、健康保険傷病手当金支給申請書の医師証明欄のとおり、児童扶養手当認定請求（以下「本件認定請求」という。）を行った令和元年１０月２９日現在、腸が再び破れて、再入院中であり、就労が不可能である。また、障害年金に該当する状態であり、就労が不可能な状態であると医師から説明を受けている。しかし、初診日から一年半経っていないであろうことから、今は障害年金を請求していない。

　　　配偶者は、令和元年１０月２３日の再手術時に初めて、大腸から小腸にまで潰瘍が広がっていることがわかり、腸の至るところに無数の潰瘍があり、腸の膜が薄くなっており、今もいつ、どこが破れてもおかしくない状態である。１度目も、２度目も医師は腸が破れることを想定していなかった。絶対的な予防策はなく、腹圧がかかるのを避けるしかない。○○が２日続くと良くないことから、今は下剤を処方されている。また、緊急入院前日の１０月２２日には、無理して、子供１１㎏弱を抱っこしていたことが影響していたと考えられる。

　　　配偶者は、令和元年１０月８日の退院後から同月２２日まで、また、同年１１月１３日退院後から現在に至るまで、自宅療養を続けているが、少し動いただけで、チクチクするお腹の痛みやお腹の張り、頭痛や疲れ等を訴え、ほとんど寝込んでおり、全く就労できる状態ではない。

また、診断書の所定様式が本人の内部疾患に対応したものではなく、配偶者の現状を正確に伝えるものになっていない。医師も○○区役所（以下「区担当課」という。）から渡された診断書の所定様式の２種類ともに証明しており、どちらが必要なのか区担当課に問い合わせても、どちらがより配偶者の状態を表しているのか医師に判断してもらうよう、消去法のような依頼をされ、医師及び病院窓口でも大変混乱していた。

（２）常勤雇用での就業ができておらず、休職中である。

　　　区担当課にて就労に関する聞き取りが行われ、本件認定請求の日現在、配偶者は休職中であり、入院中であることを審査請求人は、口頭にて明確に伝えたにもかかわらず、文書に記載されていないとのことであり、また作成された文書を審査請求人に確認することもせず、控えももらっていない。今に至り、どのように記載されたのか見せるよう要求しても、公文書であるとの一点張りで見せてもらうこともできない。

　　　上記のとおり、配偶者は、就労不可能な程度の障害の状態であり、介護職であるため、腹圧がかかることを避けられない仕事であり、体力的に、夜勤なども無理であることから、全く復職するつもりはなく、本件認定請求の時点も休職中である。また、令和元年１２月１０日に区担当課から、障害者枠での就職かの問合わせがあり、違う旨回答したが、そもそも、障害は後から分かったことであり、障害のことを伝えていないため、それに対する配慮も期待できず、伝えたところで、雇用状態が解除される恐れもある。また、○○○○○○の就職内定が取り消されて、裁判になっている事実もあると聞き、そもそも、障害者雇用枠で就業ができるのかも全く分からず、子供を扶養するどころか、配偶者を養えるのか、又、配偶者が生計を立てられるのかもわからない状態である。

　　　以上の点から、本件処分の取消しを求め本件審査請求を提起した。

（３）処分庁の主張に対する反論

　　　本件認定請求の日、病院に診断書を受け取りに行った際に２種類あり、審査請求人は混乱した。配偶者が入院中であったため、当然その内容で記載されているものと思っていたが、違っていたことが後で判明した。本件認定請求において提出した児童扶養手当障害認定診断書様式２（５）（以下「本件診断書」という。）は、配偶者が作成依頼した令和元年１０月９日現在の内容で証明されており、配偶者が同月２３日から再入院している内容が反映されていない。病院からは、診断書の作成日である令和元年１０月２８日現在の入院中の内容で、原本と差し替えることは可能であると説明を受けている。

　　　また、処分庁は、児童扶養手当障害認定判定医師が、本件診断書及び父又は母の就労に関する調書（以下「本件調書」という。）をもとに「診断書において就労が不可能な程度の障害の状態とは言えず、また常勤雇用での就業ができている。」と判断した旨主張するが、提出済みの添付資料からも分かるとおり、配偶者は、当時、医学的に就業・家事・通勤通学が全く不可能な就労不能状態が続いており、本件処分は、入院中の情報も漏れている不備のある調書に基づいた判断であり間違っている。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人は、「就労が不可能な程度の障害の状態である。」「常勤雇用での就業ができておらず、休職中である。」と審査請求の理由で述べている。審査請求人から提出された本件診断書によれば、④障害の原因となった傷病名（主要疾病○○○○○○・合併症 ○○○○○○○○○○○○）、⑤傷病の原因又は誘因（○○○○○○）、現症として、⑬症状の概要（○○）、⑭現在の主要所見（○○○○）、⑮レントゲン所見（令和元年８月２日撮影、所見 正常）、⑰予後（○○○○療法により健常人と同等の予後が期待できる）、⑱備考（○○○○には問題ありません）との記載がある。

また、審査請求の理由中で、健康保険傷病手当金支給申請書の医師の証明書のとおり、本件認定請求の当日は、配偶者は入院中で就労は不可能であるとの主張について、同日は入院中で就労は不可能であることは認められるが、前記申請書は、配偶者の健康保険傷病手当金支給申請用であり、児童扶養手当障害認定の証明書として採用されるものではない。

さらに、障害年金に該当する状態であり、就労が不可能な状態であると医師から説明を受けていると主張するが、本件処分は、法令で規定された様式の本件診断書の内容により判定することになっているため、本件診断書によれば、予後は、「○○○○療法により健常人と同等の予後が期待できる」と記載されている。

（２）審査請求人は、診断書の所定様式が配偶者の内部疾患に対応したものでなく、配偶者の現状を正確に伝えるものになっていない、医師も処分庁から渡された診断書の所定様式２種類ともに証明されており、どちらが必要なのか処分庁に問い合わせても、どちらが配偶者の状態を表しているのか医師に判断してもらうように依頼をされ、医師も混乱したとも主張しているが、区担当課は、配偶者の傷病が、様式第２号（４）児童扶養手当障害認定診断書（呼吸器結核用）又は様式第２号（５）児童扶養手当障害認定診断書（呼吸器系結核以外の結核症・心肺機能障害及び高血圧症用）のいずれに該当するかは、医師による診断結果に委ねざるを得ないところであったため、配偶者の状態に該当する様式の診断書を使用するよう説明をして、２種類の診断書を交付したものであり、２種類の診断書を交付したことは、不適当な対応であったとは認められない。

その結果、審査請求人から医師が作成した本件診断書が処分庁に提出され、これに基づき判定され、処分庁で決定したものであるため、違法又は不当な点はない。

（３）審査請求人は本件認定請求の時に、配偶者が休職して入院中であることを口頭にて明確に伝えたにもかかわらず、本件調書に記載されていないと主張し、処分庁も入院中であることを本件調書に記載していないことは認めている。しかし、区担当課が本件認定請求の時に審査請求人から聴取した際の本件調書によると、就労状況は（就労している）、就労形態は（常勤雇用）、就労内容は（介護職・特別養護老人ホームでの介護全般 シフト制）、通院等の状況は（通院月に１～２回　過去１年間の入院歴 ５回：延１１０日）と記載されているため、本件認定請求の日現在、配偶者が休業して入院中であることが本件調書に記載されていたとしても本件調書におけるその他の記載内容及び本件診断書の記載内容に基づいた医師による審査会の判定結果を変更するまでの影響を与えたことは認めがたい。

その他の審査請求人の主張については、本件処分の結果に影響を及ぼすものではない。

（４）上記のとおり、審査請求人の配偶者の障害の状態は本件診断書に基づいて医師による審査会での判定結果、児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「施行令」という。）第１条第２項の別表第２に規定する、「身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害」又は「傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの」には、該当しないとしたものである。

そうすると、本件処分は法令等に基づいたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。

（５）なお、本件調書について、審査請求人は、調書に関する聞き取りが行われた本件認定請求の当日は、配偶者は入院中であることを明確に伝えたにもかかわらず、本件調書に記載されていないと主張しており、処分庁も記載していないことを認めているため、聴取内容の記載に遺漏があったことが窺がえる。

　　　本聴取は、児童扶養手当における○○○○○○○○○○○○○に係る障害認定について（平成○○年○月○○日児家第○○号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知。以下「課長通知」という。）の別紙の４において示されているように、児童扶養手当法施行規則（昭和３６年厚生省令第５１号。以下「規則」という。）第１条第４号で、様式第２号(５)による診断書のみでは認定が困難な場合に、必要に応じ療養の経過等を調査したうえで適正な認定を行うものである。

　　　そのため、処分庁は調書を作成する際は遺漏のないよう記載すること及び提出が必要となる診断書各様式について適切に案内することを申し添える。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年６月１６日　　諮問書の受領

令和３年６月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：７月１日

令和３年６月３０日　　第１回審議

令和３年７月　８日　　審査請求人の主張書面（令和２年７月６日付け）及び資料（以下「本件主張書面等」という。）の受領

令和３年７月２９日　　第２回審議

令和３年８月３０日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

（２）法第４条第１項は、「都道府県知事、市長（中略）（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。」と規定し、第１号で、「次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合　当該母」と、同号ハで、「父が政令で定める程度の障害の状態にある児童」と規定している。

（３）法第６条第１項は、「手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。」と規定している。

（４）施行令第１条第２項は、「法第４条第１項第１号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第２に定めるとおりとする。」と規定し、別表第２の第９号は、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの」と、同第１１号は、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの」と規定している。

（５）規則第１条は、「児童扶養手当法（中略）第６条の規定による児童扶養手当（中略）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（中略）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（中略）を管理する都道府県知事、市長（中略）に提出することによって行わなければならない。」と規定し、同条第４号で、「対象児童の父又は母が児童扶養手当法施行令（中略）別表第２に定める程度の障害の状態にあることによって請求する場合には、次に掲げる書類等」と、同号イで、「当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（様式第２号）」と、同号ロで、「当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真」と規定している。なお、様式第２号は、障害別に（１）から（６）まで６種類が定められている。

（６）児童扶養手当法施行令〔別表第２〕における障害の認定要領について（昭和３６年１２月２１日児発第１３７４号厚生省児童局長通知。以下「局長通知」という。）は、次のとおり別冊として、児童扶養手当法施行令別表第２における障害の認定要領（以下「認定要領」という。）を定めている。

　　別冊

　　１　（略）

　　２　障害の認定については次によること。

　 (1) 政令別表第２第１号から第１０号までは障害の原因となった傷病がな

 　おった場合であり、第１１号は障害の原因となった傷病がなおらない場

　　　合であるが第１１号の場合は、その傷病につきはじめて医師の診療を受

　　　けた日から起算して１年６月を経過した日以後において第１１号に定め

　　　る程度の障害の状態にある場合とするものであること。なお、「傷病がな

　　　おった」については、器質的の欠損若しくは変形又は後遺症を残していて

　　　も、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」もの

　　　とし、また、慢性疾患においては、その症状が安定し長期にわたってそ

　　　の疾病の固定性が認められ、かつ、もはや、医療効果が期待できなくな

　　　ったときは、そのときをもって「なおった」ものとして取扱うものとす

　　　ること。

　 (2)　障害の程度は政令別表第２に定めるとおりであり、その状態は、傷病

 がなおったものにあっては一般的な労働能力を全く喪失し、かつ、常時

 の介護又は監視を必要とする程度のもの、傷病がなおらないものにあっ

 ては、一般的な労働能力を全く喪失し、かつ、長期にわたる高度の安静

 と常時の監視又は介護とを必要とする程度のものであって、国民年金法

 及び厚生年金保険法による障害等級の１級、身体障害者福祉法による障

 害等級の１級及び２級がほぼこれに相当するものであること。

　 (3)－(6)　（略）

　　　なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）課長通知は、○○○○○○○○○○○○○に係る児童扶養手当の障害の認定について、次のとおり別紙として留意事項を定めている。

別紙

　　 １　○○○○○○○○○○○○○に係る児童扶養手当の認定について

○○○○○○○○○○○○○に係る障害の認定については、従来どおり、（中略）「児童扶養手当法〔別表第２〕における障害の認定要領について」（昭和３６年１２月２１日児発第１３７４号通知。以下「別表第２の認定要領」という。）によるものとする。

２　○○○○○○○○○○○○○による障害の範囲について

○○○○○○○○○○○○○による障害認定の対象となる障害は、次のとおりである。

1. ○○○○○○○○○○○○○とその続発症による日常生活上の障害
2. 副作用等治療の結果として起こる日常生活上の障害

３　障害認定のあり方について

続発症（○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○等）の有無及びその程度及び○○○値(中略)等の免疫機能の低下の状態を含む検査所見、治療及び症状の経過を十分考慮し、日常生活上の障害を総合的に認定すること。(後略)

４　認定請求の際に添付する診断書について

○○○○○○○○○○○○○に係る障害について児童扶養手当法第６条及び同法施行規則第１条の規定により、児童扶養手当の認定の請求をしようとする者が認定請求書に添付する診断書は、同法施行規則第１条第４号及び（中略）規則様式第２号（５）によるものとするが、これのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

５　障害の程度について

(1) ○○○○○○○○○○○○○による障害の程度は、基本的には次の

　障害の状態とすること。

①（略）

②　その障害の状態にある者が父又は母の場合は、別表第２の認定要

　領の２の(1)及び(2)に掲げられている障害の状態であること。

　　　　　 なお、令別表第２に相当すると認められるものを一部例示すると、回復困難な○○○○○○○○○○○○○及びその合併症の結果、生活が室内に制限されるか日常生活に全面的な介助を要するものをいう。（後略）

(2)　病状の程度については、一般状態が次表の（中略）４に該当する

　 ものは令別表第２に概ね相当するので、認定の参考とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 一　般　状　態 |
| ０ | （略） |
| １ | （略） |
| ２ | （略） |
| ３ | （略） |
| ４ | 身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている。 |

６　検査所見及び臨床所見について

○○○○○○○○○○○○○による障害の程度について、以下の項目に留意し、認定を行うこと。

ア　疲労感、倦怠感、不明熱、体重減少、消化器症状の程度、出現頻度、持続時間

イ　○○○○○○、悪性腫瘍の種類、重症度、既往、出現頻度

ウ　○○○値、○○○○○○○○○○－ＲＮＡ定量値、白血球数、ヘモグロビン量、血小板数の状況

エ　治療の状況（治療薬剤、服薬状況、副作用の状況）

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、本件主張書面等によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年１０月８日、配偶者は区担当課を訪問し、児童扶養手当の認定請求について相談した。区担当課は、必要書類である障害認定診断書について、障害別に複数の様式があるため、○○○○○○局（以下「本庁担当局」という。）に使用する診断書の確認をさせてほしい旨配偶者に伝え、配偶者は、翌日午前中に来所する予定があるため、その時の説明で良い旨述べた。

処分庁は、弁明書においてその後、本庁担当局に対して、配偶者の場合には、様式第２号（４）又は様式第２号（５）のいずれか該当する方の提出が必要であること、障害判定必要書類である本件調書は職員が聞き取り作成することを確認した旨、主張する。

（２）令和元年１０月９日、区担当課は、再度訪問した配偶者に対して、様式第２号（４）及び様式第２号（５）の２種類の診断書を交付し、いずれか該当する方を書いてもらうよう説明した。

（３）令和元年１０月２９日、審査請求人は、区担当課を訪問し、本件診断書及び児童扶養手当検査成績等記入用紙（以下「本件記入用紙」という。）を提出して、本件認定請求を行った。本件診断書には、④障害の原因となった傷病名（主要疾病 ○○○○○○・合併症 ○○○○○○○○○○○○）、⑤傷病の原因又は誘因（○○○○○○）、現症として、⑬症状の概要（○○）、⑭現在の主要所見（○○○○）、⑮レントゲン所見（令和元年８月２日撮影、所見 正常）、⑰予後（○○○○療法により健常人と同等の予後が期待できる）、⑱備考（○○○○には問題ありません）と記載されている。また、本件記入用紙の一般管理区分表の欄には、「②軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務など。」の欄に〇印が記入されている。

本件認定請求を受け付ける際、区担当課の担当者は、審査請求人に対して、本件調書の様式に基づいて口頭で聴き取りを行い、聴取内容を本件調書に記載した。

処分庁は、弁明書等において、①本件認定請求の当日、審査請求人が、配偶者は休職中で入院中であることを口頭で伝えたにも関わらず、本件調書に記載しなかったことについては認める旨、②しかしながら、就労が不可能な程度の障害の状態であるかは、本件診断書において健常人と同等の予後が期待できる旨記載されており、本件診断書において確認されるべき事項である旨、主張する。

（４）令和元年１２月９日、区担当課は、本庁担当局の審査会担当に対して、本件認定請求について判定を依頼したところ、翌日、当該担当から連絡を受け、配偶者の雇用形態を確認することを求められた。

同日、区担当課は、審査請求人に架電し、配偶者の雇用が障害者枠なのかを尋ね、審査請求人は違う旨回答した。その後、区担当課は、当該担当にその旨を連絡した。

（５）令和元年１２月１１日付けで、本庁担当局は区担当課に対して、「児童扶養手当障がい認定診断書の判定結果について」と題する文書を発出した。同文書には、次のとおり「非該当」と判定されたので通知するとして、非該当理由に「診断書において就労が不可能な程度の障害の状態であるとはいえず、また常勤雇用での就業はできている。※非該当理由は、請求者に対して必ず口頭で説明してください。」と記載されている。

（６）令和元年１２月１８日付けで、処分庁は、本件処分を行った。本件処分の通知書には、却下理由の欄に「障がい非該当」と記載されている。

（７）令和２年１月２０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（８）審査請求人が提出した本件主張書面等には、本件診断書には○○○値を記載する欄がないので、別紙○○○値を添付する旨の記載があり、添付された「検査時系列情報」には、令和元年８月２日と同月３０日に実施された一般検体検査について、配偶者の○○○値が記載されている。

３　判断

（１）児童扶養手当の制度は、前記１（１）、（２）のとおり、法第１条において、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする旨、第４条において、児童扶養手当が支給されるのは、①父母が婚姻を解消した児童、②父又は母が死亡した児童、③父又は母が重度の障害にある児童などの場合である旨、規定している。

そして、前記１（４）のとおり、施行令第１条第２項において、児童扶養手当が支給される父又は母の障害の程度は、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの又は、傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの、と規定されている。

その上で、○○○にかかる障害に基づいて児童扶養手当の受給申請を行おうとする父又は母については、前記１（７）のとおり、課長通知の別紙の４において示されているように、規則第１条第４号で規定された６種類の様式のうち様式第２号（５）による診断書を添付して認定請求を行い、当該診断書のみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過等を調査した上で適正な認定を行うこととされているので、これらのことを前提に、以下検討する。

（２）前記２（１）及び（２）によれば、児童扶養手当認定請求に必要な障害認定診断書は、障害別に複数の様式があるところ、区担当課は、配偶者の場合には、様式第２号（４）又は様式第２号（５）のいずれかが該当するとして、その両方を交付し、どちらかを提出するよう配偶者に説明したことが認められる。

しかしながら、課長通知の別紙の４によれば、○○○にかかる障害に基づいて児童扶養手当を認定請求する場合、規則様式第２号（５）による診断書を添付して申請を行う旨が明記されている。にもかかわらず、このような行政運用を正確に説明せずに漫然と様式第２号（４）及び様式第２号（５）の診断書を交付するだけでは、児童扶養手当の認定請求を行おうとする者に対して十分な説明を行ったとは言えず、申請権の適正な行使を妨げたと評価されてもやむを得ないものである。

（３）また、審査請求人は、本件認定請求の当日の区担当課による聞き取りの際、配偶者が休職中であり、入院中であることを明確に伝えたにもかかわらず、本件調書に記載されていないと主張しており、聴取内容の記載に遺漏があったことについては、処分庁も争っていない。

ただし、処分庁は、本件診断書には健常人と同等の予後が期待できる旨が記載されていることを挙げ、就労が不可能な程度の障害の状態であるかについては、本件診断書において確認されるべき事項である旨主張している。

このような処分庁の主張について検討すると、本件認定請求では、配偶者が重度の障害にあるか否かについて、本件認定請求の時点において配偶者が入院しているか否か、また、いかなる病名で入院しているのかが、施行令別表第２の第９号又は同第１１号の該当性判断について問題となるところである。

（４）そして、前記１（６）のとおり認定要領において障害認定される基準は、障害の原因となった傷病が治った場合（症状固定を含む）における障害の程度となっている。とすれば、傷病が治った場合（症状固定を含む）には当たらない再発後の入院中に本件認定請求がなされた事情を考慮せずに作成された本件診断書において、「○○○○療法により健常人と同等の予後が期待できる」との記載があったとしても、それは○○○○療法における一般的な予後の状況を記載したものにすぎず、本件認定請求の当時の配偶者の障害の程度を正しく示したものと見ることはできない。

したがって、配偶者の再発の事実が反映されていない本件診断書及び本件調書の記載によって障害の該当性を判断することは、認定要領に合致しないばかりか、判定結果に影響を与えなかったと断定することもできないから、処分庁の主張は採用できない。

加えて、課長通知は、障害認定のあり方について、○○○値等の検査所見等を十分考慮した上で認定することを求めているところ、本件診断書及び本件記入用紙にはその項目はなく、本件事件記録からも、当該検査所見等を考慮して判定されたことは窺えず、この点においても、本件認定請求において、障害の程度の判定が、課長通知における障害認定の方法に沿っていないのではないかとの疑念が残る。ちなみに、○○○値は、○○○○○○により障害をうけた患者の○○○を反映する重要な指標であり、健常者の○○○値は５００～１，０００/μLで、○○○において２００/μL未満となると○○○○○のリスクが高まるところ、配偶者の○○○値は平成元年８月２日に○○/μLであり同月３０日に○○/μLであった。

（５）以上のとおり、本件認定請求に対する処分庁の受付から本件処分に至る手続過程を総合的に判断するならば、処分庁に求められる適正な手続保障を欠くものであったと言わざるを得ず、本件処分は違法又は不当なものとして取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇